



申2号「営業統括センターの新設に伴う駅体制等について」団体交渉開催！③

5. 駅構内の秩序維持のため、各作業場所のシャッターは、終電から初電までは必ず閉めること。

確認内容 組合員・社員が不安なく業務に従事出来るよう、委託会社も含め指導徹底する。

議論内容

組合: 駅管理シャッターを何故使用しないのか。

会社: シャッターのメンテナンスや更新等のコスト削減である。4月から3ヶ月試行。7月より本実施している。

組合: シャッターを設置している業務委託駅で現場の声を聞いた。シャッターを閉めないと、朝の対応が不安だという声が出ている。

会社: 試行期間中に事象があったことは把握している。これまで通り、無理な対応はしなくてもよいと指導している。特段、大きな事象が無かったので、会社として判断した。

組合: 使命感から対応してしまう社員も現実にいる。

会社: 一定程度、心理的負担があるという声は把握している。そのため、無理な対応はしないことを前提に本実施した。再度、現場への周知について、組合の指摘をいただいたので検討する。

6. 各営業統括センターとの兼務発令を行う職場、人数、業務内容を具体的に示すこと。

確認内容 兼務発令を行う組合員・社員に対し、不安解消に努めていく。

議論内容

組合: 一部社員を除く組合員・社員に兼務発令を行う根拠を示すこと。

会社: フレキシブルな対応や柔軟に対応していくため、水戸支社として総合的に判断した。

組合: 各営業統括センターと兼務発令を行う職場を示すこと。

会社: 土浦営業統括センターは土浦運輸区、水戸営業統括センターは水戸運輸区、勝田営業統括センターは勝田運輸区の現場長・副区長、エルダー社員を除く全社員を兼務発令する。設備社員や検修社員は兼務発令を行わない。本体エルダー社員は雇用契約に就業場所と業務内容を明記しているため行わない。現場長や副区長は既に融合や連携を率先して行っているため兼務発令を行わない。

組合: 兼務発令する際、業務内容を示すこと。

会社: 券売機の案内や繁忙期やイベント等のお客さま対応。清掃や除草作業等。また作業ダイヤで従事する場合もある。今後は順次駅で教育を行う。

組合: 10月1日にすぐ実施するのか。

会社: 営業統括センター発足時にはすぐ出来ない。10月1日に兼務発令を行い、順次教育を行う。状況を見極めながら作業ダイヤでも従事していく。

組合: 兼務発令後の見習い業務や教育体制について示すこと。

会社: 全社員が作業ダイヤで従事するのは難しいと考える。繁忙期の券売機案内等を考えている。券売機の実操作方法等を教育した上で案内対応を行う。

組合: 兼務発令は漠然としており、具体的な業務がわからない。目に見えない不安を組合員・社員は抱えている。兼務発令後の業務内容や理由を丁寧に説明すべきだ。

会社: 9月1日より掲示し、順次社員に説明を行っている。新たな業務に就くことに不安があるのは当然である。不安解消に努めていく。

**主たる業務を明確にし、経験労働と各系統の訓練・教育を
確実に実施させ、安全を守り抜こう！**